WAKAYAMA WORKERS' UNION
組合NEWS
２０２６年９月１０日(木)
第　１　５　４　２　７号
発　行　責　任　者
日本製鉄和歌山労働組合
組　織　教　宣　部

組合LINE　組合HP

代表内線番号　和歌山地区本部　543590
堺地区　652990/海南地区　545555

第５５期後半年度のスタートにあたって

日頃より和歌山労組の諸活動に対し、深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。皆さまからの多大なるご支援により、８月をもちまして、第５５期前半年度の諸活動を無事に終えることができました。心より感謝申し上げます。

９月より、後半年度がスタートいたしました。後半年度におきましても「安全と健康の確保」を最優先に掲げ、各種活動に全力で取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

前半年度の振り返りと後半年度に向けた活発な議論！「第５５期前半年度末研修会」を開催

和歌山労組は８月２１日（金）に、ホテルシティイン和歌山にて「第５５期前半年度末研修会」を開催し、各支部長や青年女性部部長をはじめ、近畿労働金庫、こくみん共済ｃｏｏｐの方々など、総勢３３名が参加しました。開会にあたり、久富書記長が挨拶に立ち、前半年度の組合活動へのご協力に対する感謝を述べるとともに、前半年度の総括報告を行いました。続いて、各専門部および参加者から年間活動報告が行われ、それぞれの取り組みについて共有を図りました。研修会の終盤には、後半年度活動方針（案）と予算（案）に関する小委員会を開催し、後半年度の具体的な活動内容や課題について活発な議論が交わされました。

和歌山労組としては、本研修会で出された意見や、現在各支部で実施されている支部会議でのご意見をしっかりと踏まえ、１０月に開催予定の定期大会に向けて準備を進めてまいります。





国会議員を身近に！
「村田きょうこ国政報告会」を開催



去る８月２６日（水）に、ダイワロイネットホテル和歌山にて、基幹労連和歌山県本部主催による「村田きょうこ国政報告会」が開催されました。本報告会は、組織内議員である「きょんきょん」こと村田きょうこ参議院議員との対話を通じ、組織内議員の必要性や重要性への理解を深めることを目的に実施され、総勢１２７名が参加しました。

冒頭、基幹労連和歌山県本部の中濱委員長（和歌山労組組合長）より挨拶があり、日頃の活動と本報告会へのご参加に対する感謝が述べられるとともに、次期選挙での再選に向けた力強いエールが送られました。続いて、村田きょうこ議員より国政報告が行われました。これまでに実現した政策や、鉄鋼産業の発展に向けた具体的な取り組みについて分かりやすく説明いただきました。当日は参加者全員がイメージカラーであるピンク色の服を着用して臨み、会場全体が強い一体感に包まれ、大盛況の報告会となりました。

報告会後の意見交換会では、参加者が直接言葉を交わしたり握手をしたりと、その温かい人柄をより身近に感じられる貴重な機会となりました。

和歌山労組では、今後も「きょんきょん」の活躍を皆さまに知っていただけるよう、ＬＩＮＥや組合ニュースを活用し、タイムリーな情報発信に努めてまいります。



中濱委員長挨拶



国政報告を行う村田きょうこ議員





国政報告会の様子

「きょんきょん」と楽しいひとときを過ごしました！





ガンバロウ三唱







意見交換会の様子

きょんきょんの最新情報をチェック！

きょんきょんの公式ホームページでは、日々の活動報告等が発信されています。ＨＰ内から各種ＳＮＳにも簡単にアクセスできますので、ぜひ下記のＵＲＬまたはＱＲコードからご覧ください！

https://murata-kyoko.com/

「村田きょうこＨＰ」ＱＲコード➡

「村田きょうこちゃんねる」ＱＲコード➡



２０２６年９月１日（火）より、生活道路において自動車の法定速度が引き下げられました。
皆さまにおかれましては、ルールを守って責任ある運転をお願いします。

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和８年９月１日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

1. 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路



2. 道路の**構造上**又は**柵**その他の**工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路



3. 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4. 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。